

奈良県国民保護計画の変更の概要について

○変更点

国の基本指針改正に伴う修正
表記の簡略化

奈良県国民保護計画の変更に係る新旧対照表

一連 番号	該当ページ／ 該当箇所	項目名	変更案	現行	変更の必要性
1	P.8 第1編第3章	関係機関の事務又は業務の大綱	日本医師会、病院その他の医療機関 1 医療の確保	病院その他の医療機関 1 医療の確保	国の基本指針改正に伴う修正(日本医師会を追記)
2	P.26 第2編第1章第1節	県における組織・体制の整備	第4(略) 第5 <u>医療提供体制の確保</u> <u>県は、武力攻撃事態等において、保健医療福祉活動に従事する者の派遣調整、保健医療福祉活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整を遅滞なく行うための体制の整備に努める。</u>	第4(略) (新設)	国の基本指針改正に伴う修正(保健医療福祉活動の総合調整を行う体制整備を明記)
3	P.37 第2編第1章第5節第2 1 2段落	県における訓練の実施	訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、消防、県警察、海上保安庁、自衛隊等との連携による、NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難・救援訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努めるものとする。	訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、消防、県警察、海上保安庁、自衛隊等との連携による、NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。	国の基本指針改正に伴う修正(記述の適正化)
4	P.38 第2編第1章第5節第2 3	訓練に当たっての留意事項	(1)～(6)(略) (7) <u>県は、国民保護措置についての訓練や研修会等を実施する際は、指定公共機関及び指定地方公共機関に対して参加の呼びかけ等を行うよう努めるものとする。</u>	(1)～(6)(略) (新設)	国の基本指針改正に伴う修正(指定公共機関等が訓練や研修会等へ参加する努力義務を明記)
5	P.41 第2編第2章第5 1	避難施設の指定の考え方	<u>県は、避難施設の確保に係る基本的な方針及び区域の人口、都市化の状況、防災のための避難場所の指定状況等地域の実状を踏まえ、市町村と連携しつつ、避難施設の指定を行う。</u>	県は、 <u>区域の人口、都市化の状況、防災のための避難場所の指定状況等地域の実状を踏まえ、市町村と連携しつつ、避難施設の指定を行う。</u>	国の基本指針改正に伴う修正(国が避難施設の確保に係る基本方針を定める旨を明記)
6	P.56 第3編第2章第1 2	県対策本部の組織構成及び機能	県対策本部の組織構成及び各組織の機能は奈良県地域防災計画(水害・土砂災害等編第3章第6節活動体制計画)に準じて行う。 (図削除)	県対策本部の組織構成及び各組織の機能は <u>以下</u> のとおりとする。 (図)	表現の簡略化
7	P.60 第3編第3章第4 1③ ※ 4つめの○	自衛隊の部隊等の派遣要請等	○武力攻撃災害の応急の復旧(危険な がれき の除去、施設等の応急復旧、汚染の除去等)	○武力攻撃災害の応急の復旧(危険な 瓦礫 の除去、施設等の応急復旧、汚染の除去等)	国の基本指針改正に伴う修正(記述の適正化)

一連 番号	該当ページ／ 該当箇所	項目名	変更案	現行	変更の必要性
8	P.71 第3編第4章第2節第21(4)⑦ 2つ目の・	避難の指示に際して調整を要する課題	・国の対策本部長による <u>港灣施設、飛行場施設、道路の利用指針</u> を踏まえた対応 (必要に応じて、当該指針の内容を踏まえた避難指示の内容の変更等の調整)	・国の対策本部長による <u>利用指針</u> を踏まえた対応 (必要に応じて、当該指針の内容を踏まえた避難指示の内容の変更等の調整)	国の基本指針改正に伴う修正(特定公共施設等の利用指針を踏まえる必要がある旨を明記)
9	P.71 第3編第4章第2節第23(3)	県の区域を越える住民の避難の場合の調整	知事は、他の都道府県からの協議を受けた場合には、必要に応じ区域内の市町村と協議を行いつつ、 <u>区域内の避難施設等</u> の状況や受入体制を勘案し、迅速に個別に受入地域を決定し、協議元の都道府県知事に通知する。この場合において、受入地域を管轄する市町村長及び <u>避難施設等</u> の管理者に受入地域の決定を通知する。	知事は、他の都道府県からの協議を受けた場合には、必要に応じ区域内の市町村と協議を行いつつ、 <u>区域内の避難施設</u> の状況や受入体制を勘案し、迅速に個別に受入地域を決定し、協議元の都道府県知事に通知する。この場合において、受入地域を管轄する市町村長及び <u>避難施設</u> の管理者に受入地域の決定を通知する。	国の基本指針改正に伴う修正(あらかじめ指定した避難施設以外に、ホテル・旅館などの宿泊施設も収容施設として供与)
10	P.77 第3編第5章第1 図中	救援の実施	・電話その他の通信設備の提供 ・ <u>福祉サービスの提供</u> ・武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理 ・学用品の給与 ・死体の搜索及び処理	・電話その他の通信設備の提供 (<u>新設</u>) ・武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理 ・学用品の給与 ・死体の搜索及び処理	国の基本指針改正に伴う修正(国民保護法施行令改正に伴う修正)
11	P.78 第3編第5章第1 1	救援の実施	(7) <u>福祉サービスの提供</u> (8)～(11)(略)	(<u>新設</u>) (7)～(10)(略)	国の基本指針改正に伴う修正(国民保護法施行令改正に伴う修正)
12	P.79 第3編第5章第2	関係機関との連携	4 <u>事業者との連携</u> 県は、 <u>救援を実施する際、災害時応援協定等も参考に、事業者と連携を図るものとする。</u> 5～7(略)	(<u>新設</u>) 4～6(略)	国の基本指針改正に伴う修正(食品・飲料水及び生活必需品等の給与を行う場合、災害時応援協定等の取組を参考とする)
13	P.80 第3編第5章第3 3(1)	収容施設の供与	・避難所の候補の把握(住民を収容可能な学校、公民館等公的施設、社会福祉施設、 <u>国が管理する施設、移動可能な施設、車両等とその用地の把握</u>) ・(略) (削除) ・(略) ・収容期間が長期にわたる場合の <u>対応(宿泊施設の居室、長期避難住宅等(賃貸住宅及び公営住宅等を含む。))の空室状況の把握及び建設型応急住宅を建設する場合の用地の把握</u>) ・長期避難住宅等の設置のための資機材等に不足が生じた場合の <u>対応(調達が困難な場合の、国等への支援要請)</u>	・避難所の候補の把握(住民を収容可能な学校、公民館等公的施設、社会福祉施設、 <u>設置可能な仮設小屋、天幕等とその用地の把握</u>) ・(略) ・ <u>高齢者、障害者その他特に配慮を要する者に対する福祉避難所の供与</u> ・(略) ・収容期間が長期にわたる場合の <u>長期避難住宅等(賃貸住宅、宿泊施設の居室等を含む。))とその用地の把握</u> ・長期避難住宅等の設置のための資機材等に不足が生じた場合の <u>対応</u>	国の基本指針改正に伴う修正(避難所の迅速な開設に資するよう国が管理する施設等に関する対応方針を明記、救援告示改正に伴う修正)

一連 番号	該当ページ／ 該当箇所	項目名	変更案	現行	変更の必要性
14	P.81 第3編第 5章第3 3(6)	電話その他の 通信設備の 提供	<p>親族等との連絡や必要な情報の入手が困難となった避難住民等に対して、電話その他の通信設備を設置してこれを利用させることを目的として次に掲げる事項などを実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収容施設で保有する電話その他の通信設備等の状況把握 ・電気通信事業者等との設置工事の実施等を含めた調整 ・電話その他の通信設備等の設置箇所の選定 ・通信設備の提供に係る指定公共機関及び指定地方公共機関への協力要請及び国等への支援要請 	<p>親族等との連絡や必要な情報の入手が困難となった避難住民等に対して、電話その他の通信設備を設置してこれを利用させることを目的として実施する。この場合、指定公共機関である電気通信事業者の協力を得て次に掲げる事項などを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収容施設で保有する電話その他の通信設備等の状況把握 ・電気通信事業者等との設置工事の実施等を含めた調整 ・電話その他の通信設備等の設置箇所の選定 <p>(新設)</p>	国の基本指針改正に伴う修正(通信設備の提供に関する国の役割を明記)
15	P.81 第3編第 5章第3 3	救援の内容	<p>(7)福祉サービスの提供 関係業界団体の協力を得る等により、避難住民等のうち、避難生活において配慮を必要とする高齢者、障害者、乳幼児その他の者に対する福祉サービスの提供の確保を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難生活において配慮を必要とする高齢者、障害者、乳幼児その他の者に関する情報の把握 ・これらの者からの相談対応 ・これらの者に対する避難生活上の支援 ・福祉避難所の設置 ・福祉サービスの提供に係る国等への支援要請 	<p>(新設)</p>	国の基本指針改正に伴う修正(救援告示に対応した追記修正)
16	P.81 第3編第 5章第3 3	救援の内容	<p>(8)武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理 武力攻撃災害により住家が半壊等の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して、日常生活に必要な最小限度の部分に対し、応急修理を実施する。実施にあたっては、奈良県地域防災計画(水害・土砂災害等編第3章第5節 住宅応急対策計画)に準じて行うほか、次の点に留意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅の被災状況の収集体制(被災戸数、被災の程度) ・応急修理の施工者の把握、修理のための資材等の供給体制の確保 ・住宅の応急修理時期や優先箇所の決定 ・応急修理の相談窓口の設置 ・住宅の応急修理に必要な資機材が不足し調達が困難な場合の国等への支援要請 	<p>(7)武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理 武力攻撃災害により住宅が半壊又は半焼した者のうち自己の資力では応急修理が困難な者に対して、日常生活に必要な部分について行う。実施にあたっては、奈良県地域防災計画(水害・土砂災害等編第3章第5節 住宅応急対策計画)に準じて行うほか、次の点に留意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅の被災状況の収集体制(被災戸数、被災の程度) ・応急修理の施工者の把握、修理のための資材等の供給体制の確保 ・住宅の応急修理時期や優先箇所の決定 ・応急修理の相談窓口の設置 <p>(新設)</p>	国の基本指針改正に伴う修正(救援告示に対応した追記修正)

一連 番号	該当ページ／ 該当箇所	項目名	変更案	現行	変更の必要性
17	P.81 第3編第 5章第3 3	救援の内容	<p><u>(9)学用品の給与</u> <u>避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害によ</u> <u>り、学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小</u> <u>学校児童、中学校生徒及び高等学校等の生徒に対</u> <u>して学用品の給与を行うものとする。実施にあたっ</u> <u>ては、奈良県地域防災計画(水害・土砂災害等編第</u> <u>3章第30節 文教対策計画)に準じて行うほか、次</u> <u>の点に留意する。</u> ・児童生徒の被災状況の収集 ・不足する学用品の把握 ・学用品の給与体制の確保 ・教科書等の給与に係る国等への支援要請 <u>(10)、(11)(略)</u></p>	<p><u>(8)学用品の給与</u> 奈良県地域防災計画(水害・土砂災害等編第3章 第30節 文教対策計画)に準じて行うほか、次の点 に留意する。 ・児童生徒の被災状況の収集 ・不足する学用品の把握 ・学用品の給与体制の確保 <u>(新設)</u> <u>(9)、(10)(略)</u></p>	国の基本指針改正に伴う修正(救援告示に対応した追記修正)